

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

路 線 名	二百九十九号
供用開始の区間	日高市大字台字大沢前三五六番一 地 先から飯能市大字飯能字中村沢一〇二 六番四地先まで
供用開始の期日	平成二十九年七月一日 午後三時
備 考	平成二十九年六月三十 日付け埼玉県飯能県土整 備事務所長告示第七号で 告示した道路予定区域の 供用開始である。 延長一四五二・〇〇メ ートル